

平成28年第2回八雲町議会定例会会議録（第2号）

平成28年6月8日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1号 八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 3 { 議案第 2号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例
議案第 3号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 4 議案第 4号 八雲町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5号 八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6号 八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7号 八雲町落部簡易水道配水管布設替委託工事に関する協定の締
結について
- 日程第 8 議案第 8号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 9 { 議案第 9号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第11号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第10 議案第12号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第11 議案第13号 八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第12 議案第14号 平成28年度八雲町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第15号 平成28年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第16号 平成28年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第17号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第18号 八雲町公共下水道八雲浄化センター建設工事委託に関する協
定の締結について
- 日程第17 議案第19号 財産の取得について
- 日程第18 報告第 1号 平成27年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越
について
- 日程第19 報告第 2号 平成27年度八雲町病院事業会計予算の繰越について
- 日程第20 報告第 3号 平成27年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越につ
いて

- 日程第21 発議第 1号 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議について
- 日程第22 発議第 2号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 発議第 3号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算確保・拡充を求める意見書
- 日程第24 発議第 4号 待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書
- 日程第25 発議第 5号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと高校教育の充実を求める意見書
- 日程第26 発議第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第27 発議第 7号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書
- 日程第28 発議第 8号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第29 発議第 9号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- 日程第30 発議第10号 電力自由化のさらなる改善を求める意見書
- 日程第31 発議第11号 安保法制（戦争法）の廃止、南スーダンへの自衛隊派遣の中止、撤収を求める意見書
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第33 議員派遣の件

○出席議員（16名）

1番 佐藤智子君	2番 横田喜世志君
3番 安藤辰行君	4番 岡島敬君
5番 三澤公雄君	6番 掛村和男君
7番 田中裕君	8番 赤井睦美君
9番 牧野仁君	10番 大久保建一君
11番 宮本雅晴君	副議長 12番 千葉隆君
13番 岡田修明君	14番 黒島竹満君
15番 斎藤實君	議長 16番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	城近真君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長	
新幹線推進室長	石坂浩太郎君	情報政策室長	吉田邦夫君
住民生活課長	竹内友身君	総合病院建設企画課長	
農林課長	加藤貴久君	財務課長	鈴木敏秋君
併農業委員会事務局長		兼収納対策室長	三澤聡君
水産課長	吉田一久君	保健福祉課長	森太郎君
商工観光労政課参事	藤牧直人君	農林課参事	北川正敏君
環境水道課長	馬着修一君	商工観光労政課長	佐藤隆雄君
教育長	田中了治君	建設課長	戸田淳君
社会教育課長		公園緑地推進室長	荻本和男君
兼図書館長		落部支所長	
郷土資料館長	足立直人君	学校教育課長	
町史編さん室長		体育課長	浅井敏彦君
学校給食センター所長	小栗由美子君	学校教育課参事	本庄伯幸君
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	齋藤真弘君
総合病院管理課長	成田耕治君	総合病院医事課長	沢野治君
消防長	桜井功一君	八雲消防署長	大渕聡君
八雲消防署管理課長	高橋朗君	八雲消防署消防課長	今村幸一君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	井口貴光君
産業課長	田村春夫君	熊石教育事務所長	野口義人君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	伊丸岡徹君		

○出席事務局職員

事務局長	山田耕三君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時01分]

◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は15名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に岡島敬君と岡田修明君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。

本日の会議に、町長より追加議案3件が提出されております。

また、議員発議によります特別委員会設置決議が1件、条例改正が1件、意見書案が9件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、議員派遣の件が提出されております。

また、先に事前配付しております議案書の一部に誤りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

本日の会議に、三澤公雄議員遅刻する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第1号八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書1ページになります。今回の改正は3月の第1回定例会におきまして、一般職員の期末勤勉手当の支給割合を国家公務員に準じた支給割合としたところでありましたが、6月に勤勉手当を新たに設けたことにより、育児休業を取得している職員の在籍期間を算定する基準日が6月1日と12月1日になり、基準期間を12カ月以内から6カ月以内に改正しようとするものであります。第7条第2項の基準日をそれぞれの基準日とし、基準日以前12カ月以内を、基準日以前6カ月以内とするものであります。

附則としてこの条例は公布の日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日から適用いたします。

以上、簡単ではありますが議案第 1 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 3 議案第 2 号及び議案第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 3 議案第 2 号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と議案第 3 号八雲町教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例は関連がありますので、一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第 2 号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 3 号八雲町教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、一括で説明をさせていただきます。

議案書 2 ページから 3 ページになります。今回の改正は 3 月の第 1 回定例会におきまして、一般職員の期末勤勉手当の支給割合を国家公務員に準じた支給割合としたところがありますが、町長等及び教育長の支給割合も同様に改正しようとするものであります。第 2 条第 3 項で、6 月に支給する場合には 100 分の 190 を 100 分の 202.5 とし、12 月に支給する場合には 100 分の 230 を 100 分の 217.5 とするものであります。なお、支給割合は変更いたしますが、全体の支給率には変更はございません。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日から適用いたします。

以上、簡単ではありますが議案第 2 号及び議案第 3 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第2号及び第3号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号及び議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「ご異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第4号八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第4号八雲町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。本件は地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、八雲町税条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは概要説明によりご説明申し上げます。概要説明の4ページをご覧いただきたいと思っております。適用期日については平成28年4月1日、平成29年1月1日、平成29年4月1日、平成30年1月1日の4区分となっているところであります。

まず、平成28年4月1日適用分からご説明申し上げます。1の条例第56条及び第59条に係る規定の改正は、議案書では10ページから11ページで、当該条文は固定資産税の非課税の適用を受けようとする公益法人等が行う手続についての規定であります。条文に規定の独立行政法人労働者健康福祉機構が労働者健康安全機構に名称変更されたことに伴う条文の整備を行おうとするものであります。

2の条例附則第10条の2に係る規定の追加等は、議案書では18ページから19ページで、国の施策に係わる施設の整備のうち、一定の時期の取得について固定資産税の課税標準額を一定期間のうち軽減することに対し、法の範囲内でその軽減割合を市町村が独自に定めることができる制度、いわゆるわが町特例の対象が追加されたことに伴う条文の整備をしようとするのであります。八雲町としては、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得または改良された津波対策の用に供する償却資産を2分の1、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく発電設備のうち、太陽光発電設備を3分の2、風力発電設備を3分の2、水力発電設備を2分の1、地熱発

電設備を2分の1、バイオマス発電設備を2分の1に。都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業で、立地適正化計画に記載された誘導施設については5分の4として規定しようとするものであります。なお、同条第4項、第6項、第7項、第13項及び第15項の改正は、法改正に伴う適用条文の項及び号のずれによる条文の整備であります。

3の条例附則第10条の3、議案書においては19ページで、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告に係わる規定の改正は、熱損失防止改修工事が行われた住宅に対する固定資産税の軽減を受けるために必要な手続規定が改正されたことによる条文の整備をしようとするものであります。

概要説明5ページに移ります。次に、平成29年1月1日適用分は、延滞金の計算に係る改正であります。1. 条例第19条、議案書は4ページから5ページで、納入期限後に納付し、または納入する税金、または納入金にかかわる延滞金に係る既定の改正は、地方税法の改正により延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことによる条文の整備をしようとするものであります。なお、議案書5ページから10ページの、2の条例第43条普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収、3. 第48条法人の町民税の申告納付、4. 第50条法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についても、その改正趣旨は同様であります。

次に、平成29年4月1日適用分であります。1の条例第18条の3、議案書においては4ページで、納税証明事項に係る既定の改正は、地方税法の改正により軽自動車税に環境性能割が新設されたこと及び現行の軽自動車税の名称が種別割と定義されたことによる条文の整備をしようとするものであります。環境性能割とは、平成29年4月に自動車取得税に代り導入される車体課税であり、市町村税として導入されますが、地方税法の規定により当分の間は都道府県知事が賦課徴収するものであり、後ほどご説明いたします。種別割とは環境性能割の新設に伴い、従来の軽自動車税の名称が変更されたものであります。

IIの条例第34条の4、議案書は5ページで、法人税割の税率に係わる規定の改正は、地方税法の改正により地方法人課税の偏在是正のための措置として、法人税割の税率が引き下げられたことによる条文の整備を行おうとするもので、八雲町における適用税率は現行の100分の12.1から100分の8.4にしようとするものであります。国が示す具体の偏在是正としては、税率引き下げ相当分につきましては国税である地方法人税の税率を引き上げ、地方交付税の原資として措置されるとともに、道税である法人事業税の一部を市町村に交付する法人事業税交付金が創設されるものであります。

IIIは軽自動車税環境性能割の新設による改正であります。条例第80条、議案書は11ページで、軽自動車税の納税義務者等に係る規定の改正は、地方税法の改正により現行の軽自動車の名称が種別割と定義され、環境性能割が新設されたことによる条文の整備を行おうとするものであります。概要説明の6ページに移ります。2の現行第80条の2を改正後第81条の2に繰り下げる改正及び3の現行第81条を改正後第80条の2に繰り上げる改正は議案書11ページ及び12ページであります。この度の法の一部改正による条例第81条の新設により、単に条を繰り上げるものであり、規定内容に改正はないものであります。4の

条例第 81 条、議案書は 12 ページで、軽自動車税のみなし課税に係る規定の新設は、軽自動車税の環境性能割の課税において、売買契約における売主の所有権留保の場合、販売業者の取得の場合、外国からの軽自動車の移動の場合について、それぞれの区分に応じて所有者をみなして課税する規定であります。5 の条例第 81 条の 3、議案書は 13 ページで、環境性能割の課税標準に係る規定の新設は、新車の場合には販売価格に相当する額を、中古車の場合には新車登録からの経年に応じて定める額を課税標準とする規定であります。6 の条例第 81 条の 4、議案書は 13 ページで、また条例附則第 15 条の 6、議案書は 20 ページで、環境性能割の税率、軽自動車の環境性能割の税率の特例に係る規定の新設は、環境性能割の税率の規定であり、税率を当該軽自動車の環境性能区分に応じ、非課税及び 1% から 3% とするものであります。当分の間営業用は 0.5%、1%、2%、自家用は 1%、2% とするものであります。7 の条例第 81 条の 5、議案書は 13 ページで、環境性能割の徴収の方法に係る規定の新設は、徴収を申告納付の方法によることとする規定であります。8 の条例第 81 条の 6、議案書は 13 ページで、環境性能割の申告納付に係る規定の新設は、申告納付手続に係る規定であります。条例で引用している地方税法第 454 条は、対象となる車両の取得事由の区分ごとに申告納付の期限を定めるものであります。9 の条例第 81 条の 7、議案書は 13 ページで、環境性能割に係わる不申告に関する過料に係る規定の新設は、正当な理由なく環境性能割に係る申告をしなかった場合の過料に関する規定であります。10 の条例第 81 条の 8、議案書は 14 ページで、環境性能割の減免に係る規定の新設は、公益のため直接占有する軽自動車の環境性能割の減免に関する規定であります。第 2 項において、手続その他必要な事項を別に定めるとしている規定は、当分の間北海道が当該減免手続を行う関係上、規定するものであります。11 の条例附則第 15 条の 2、議案書は 19 ページで、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る規定の新設は、賦課徴収はその手続の円滑化の観点から、当分の間都道府県が行うこととされたことによる規定であります。12 の条例附則第 15 条の 3、議案書は 19 ページで、軽自動車税の環境性能割の減免の特例に係る規定の新設は、軽自動車の環境性能割の減免対象範囲につきましては、北海道の自動車税の環境性能割の内容に準ずるとされたことによる規定であります。これは軽自動車の環境性能割の事務取扱を当分の間北海道が行うことから、市町村間の統一性の確保及び事務合理化の観点を踏まえ、減免の対象範囲について、全道統一とする考え方を原則とすることに基づくものであります。13 の条例附則第 15 条の 4、議案書は 19 ページで、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例に係る規定の新設は、申告納付に係る事務を当分の間都道府県知事が行うこととされたことによる規定であります。概要説明の 7 ページに移ります。14 の条例附則第 15 条の 5、議案書は 19 ページから 20 ページで、軽自動車税の環境性能割に係わる徴収取扱費の交付に係る規定の新設は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を当分の間北海道が行うことから、これら賦課徴収に係る所要の経費を市町村から北海道へ負担する規定であります。

次に、IV の軽自動車種別割に係る改正で、1 の条例第 82 条、議案書は 14 ページで、種別割の税率に係る規定の改正は、単に現行の軽自動車税の種別割への名称変更により、条

文の整備を行おうとするものであります。なお、議案書 14 ページから 18 ページの 2 の条例第 83 条、種別割の賦課期日及び納期に係る規定、3 の条例第 85 条種別割の徴収の方法に係る規定、4 の条例第 87 条種別割に関する申告または報告に係る規定、5 の条例第 88 条種別割に係る不申告等に関する過料に係る規定、6 の条例第 89 条種別割の減免に係る規定、7 の条例第 90 条身体障害者等に対する種別割の減免に係る規定、8 の条例第 91 条原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に係る規定についても、その改正趣旨は同様であります。

概要説明の 9 及び最下段のローマ数字の V の条例附則第 16 条、議案書は 20 ページから 21 ページで、軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正により軽自動車税のグリーン化特例が 1 年間延長され、平成 29 年度の種別割にも適用するとされたこと。また現行の軽自動車税の種別割への名称変更による条文の整備を行おうとするものであります。10 の平成 26 年度改正条例附則第 6 条に係る規定の改正は、議案書は 21 ページと 23 ページで、軽自動車税の税率の特例に係る規定中、現行の軽自動車税の種別割への名称変更及び適用条文が改正されたことによる条文の整備をしようとするものであります。

概要説明の 8 ページに移ります。次に、平成 30 年 1 月 1 日適用分として条例附則第 6 条、議案書は 18 ページで、特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る規定の追加は、地方税法の改正により平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度の個人住民税に限り、医療費控除の特例が新設されたことによる規定であります。当該医療費控除は特定一般医薬品等購入費が 1 万 2,000 円を超える場合、その超える部分の金額を、8 万 8,000 円を上限として控除するものであり、当該医薬品等を購入する行為のみならず、自ら特定健康診査、予防接種、がん検診など、いずれか 1 つを受けていることなど、自ら健康管理に取り組むことも要件とされているものであります。なお、従来 of 医療費控除との関係につきましては、この度の改正によって新設された医療費控除の特例とのいずれかを選択するものであります。

以上が、八雲町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。議案書の 4 ページから 27 ページの改正条例の規定につきましては、ただいま申し上げました概要説明の内容の他は、地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので、各条項の説明は省略させていただきます。議案第 4 号八雲町税条例等の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 概要の 5 ページの真ん中辺ですけれども。平成 29 年 4 月 1 日適用の納税証明事項に係る規定の改正で、今説明されたように軽自動車税に環境性能割と種別

割が定義されるということですが、点線の中身に平成 29 年 4 月に予定されている消費税の 10%引き上げとともに廃止される、それに伴う種別変更だということなんですけども。この消費税の引き上げが延期になりましたが、その際の取り扱いはこのままということなんでしょうか。どのようになるのか、ご説明をお願いします。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員ご指摘のとおり、消費税率の 10%への改正については政府・与党の間で 2 年半延期するというように合意されたというように聞いております。しかしながら、法改正は秋の臨時国会というような話でも聞こえてくるところでありまして、今回の条例改正においては現行の地方税法の規定に基づいて改正するというものであります。今回の条例改正の調整にあたってはですね、消費税率の改定の延期という前に調整している、当然ですけども調整したものでありますから、このような表現がそのまま記載してしまっているところでもありますけども。これが延期された場合、これがどうなるかということでもありますけども、自動車取得税と消費税の関係、それらに加えて全体の自動車に係わる課税の関係については、消費税の税率改正と関わらず、これまでも何年も政府の方では議論されてきたという経緯があります。

1 つには自動車関係税の負担が日本国は非常に大きいという指摘が、国民、それと自動車業界の方から声が上がっているということでもあります。それに対して、今回自動車取得税を廃止して、それを自動車税なり軽自動車税の車体課税の方に移行させると。現実的には車体課税はなくなるわけではないわけですけども、税率が以前の自動車取得税よりは圧縮されるというような形で国民が望む姿なり、自動車業界が望む姿に変えていこうという考え方。

それともう 1 つは、消費税と自動車取得税なり、新車で買った場合の二重課税、それと普通の通常時でいけば自動車重量税と自動車税・軽自動車税の二重課税の問題。これらがいかなものかという中で議論されてきた、二重課税をなんとか改正したいというような議論がされてきたという歴史的な経過があります。それで今回政府の方では、検討の結果消費税率が 10%に改正した時点でこれら自動車取得税を廃止してですね、自動車税、軽自動車税の方に車体課税を移そうと。で、税額・税率については圧縮をかけようというふうに決めたわけです。

しかしながら、これなぜ消費税 10%の時期にしたかと言いますと、先ほど言った通り税率全額を圧縮しますと地方の税収減に繋がると。地方の税収減に繋がるため、消費税の 10%の引き上げ時が適当ではないかというようなことで判断したようでもあります。ですので、今回消費税率が 10%の改正を延期となったとしたらですね、今まで言った最初の歴史的な経過からすると、簡単にまたこれをですね、自動車取得税の廃止を取りやめて現行のとおり自動車関係の税率を維持するということには、なかなかすんなりとはいかないだろうという見方もあります。一方では、財源の関係でそのまま残そうというような考え方もあるようでもあります。ですので、今現段階ではですね、地方公共団体としては何とも判断のしようがない、現行の法改正に基づいて条例改正をせざるを得ないと。地方消費税の税率が

法的に延期と決まった時点ですすね、地方税のあり方も平成 29 年度の地方税改革として示されるんだろうというふうに思っているところであります。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） だいたい今の佐藤さんの質疑で分かったんですけども。と、なりますと、今回これだけの税の移行が行われて、地方交付税の方に新たに参入されるという記載になっていますけれども。その辺の算定基礎となる部分の地方交付税の取り扱いの方法だとか、バイアスのかかり方だとかというのは我々地方自治体には知らされておるんでしょうか。それと、結果的に今回のこの改正によりまして歳入は減るのか、増えるのか。歳出が増えるのか減るのか。もう少しその辺、分かりやすく端的に教えていただければと思います。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 地方交付税との関係につきましては、基本的にはまだ詳細は示されておりません。平成 29 年度の地方財政計画の中で全体的な税収を含めてですすね、議論をされ、通知が来るんだろうというふうに思っています。しかしながら、現行の法改正の中身で見ればですすね、このような体系だろうという部分で分かる範疇で答えますと。まず、地方交付税の原資という部分でいけば、法人にかかわる税率の引き下げ分相当については、地方交付税の原資に回るということでありますから、これがその分原資に回れば、直接、例えば地方公共団体が法人にかかわる住民税を交付税の方について再配分をかけるということになりますので、地方ほどですすね、その再配分によって受ける恩恵が高い可能性はあるということと言えます。

それと、自動車取得税がなくなって、それにかかわって環境性能割という形で税が移行した場合でありますけれども。私なりの試算でいけばですすね、自動車取得税、今これは基本的に道税ですから、その交付金が来ているわけでありすすね。その交付金等の差引を考えればですすね、400 万程度八雲町としては直接的には減収になる恐れがあるのかなという試算はしております。ただし、議員おっしゃるとおり、この 400 万円分税収が減になった分についてはですすね、今度、地方交付税の方でその分相当を、地方が税収の減だということになりますから。

他に今、税の今回私どもの税条例では基本的には係わりがないんですけども、法人にかかわる事業税、これが今道税として事業税があるわけですけども、事業税の税率が外形標準化も加えて収入が増えます。で、その一定率を市町村に交付するという形で法体系としては改正されています。その改正分としていくら来るのかなという部分があるわけですけども、それについては全体の増減もありますので、なかなか試算ができないわけですけども。現行の事業税だけで考えれば道の決算結果からすればですすね、あくまでもこれ私なりの試算でありますけれども、1,400 万くらいそういう交付金があるのかなというふうには思っております。

ただ、これはあくまでも試算ですから、事業税が増えた分どういうふうに影響するかというのはちょっと分かりづらいということになります。いずれにしても全体トータルとして、地方にとってプラスなのかマイナスなのかというのはですね、現段階ではちょっとなかなか試算ができないというのが実態です。しかしながら交付税としてはですね、基準財政収入額、要するに収入額、八雲町としてはこのぐらいだろうと、このぐらいなければ当然普通の行政サービスが出来ないだろうという額が減るのであれば、その部分を交付税として考えるという仕組みになっていますから。問題は交付税全体、国全体として交付税の財源をどう確保できるかということに尽きると思います。そうすると、消費税の10%の引き上げが延期されたという部分が非常に大きく影響してくるわけでありまして、この辺は今、国の考え方でいけば何らかの財源を探すというような方向性で議論を始めたようですので。いかんとも私共しようがないわけでありまして、国の方には地方財源をこれからもしっかりと守っていただけるような取り組みをしていかなきゃならないだろうというふうに思っています。

○13番（岡田修明君） 分かりました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 税条例の一部改正の議論というのは、なかなかこれ難しいんですけども。理解しているかと言えば私はほとんどしていないのですけれども。だけでも理解していかなければならないものですから、その手法の1つとして何というんですか、この中で言われている字句の表明をすることによって理解度がちょっと深まるのかなというふうな視点から、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

まず、軽自動車税に環境性能割、種類割というふうにして区分されるんですけども。これは、今後2種類になったということは、今まで1種類でやってきたと思うんですけど。この辺の環境性能割という字句の理解と、種別割というこの理解をどのようにしておけばいいのかどうか、まず1点。

それと、説明の中で申告納付という説明がされたんですけど。あくまでもこれは申告納付ということになると、当事者が申告するという意味合いでいいのかどうか。それと説明の中で、当分の間というふうな表現かなりされているんですけど、この当分の間ってことは何年サイクルを目途しているのかどうかお聞かせ願いたい。

それと、昨今自動車会社が燃費の差異が社会問題になっているんですけども。それも捜査当局が立ち入りで入ったとかなんだとか言って、そういう流れですけども。これらの社会問題化されているこういうふうなものについて、今後どのような影響があるのかどうか、ちょっとその辺の考え方で結構ですので、お聞かせ願いたいんですけども。以上です。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） まず、1つ目の環境性能割と種別割の概念として、とらえ方

だというふうに思うんですけども。税金を払う方、要するに自動車を取得なり保有している方からすればですね、環境性能割というのは新たに車を買う時に払う自動車取得税が、単純に自動車税の環境性能割なのか、軽自動車税の環境性能割というものなのか。それにただ単に置き換わるだけという考えでいいと思います。それと、種別割に関しては、現在の自動車税なり軽自動車税が自動車税の種別割、軽自動車税の種別割というふうに置き換わると、名称が変わるというふうに捉えてもらうだけで一般的には問題ないだろうというふうに思っています。

それと、申告納付の関係ですけれども。これは環境割だけでありますけれども、これは現行の自動車取得税と同じに取得した時に1回だけかかる税金ですから、購入時に現行でも自動車取得税を例えば自動車販売業者、ディーラーさんとかに自動車購入費と一緒に収めるというのと同じ形態だと思ってもらえればいいと思います。それと、当分の間。当分の間環境性能割の徴収なりの事務は北海道が行うということであります。これについては、その間が何年かだとかということについては、現行では今のところまだ何も定まってない。基本的には落ちつくまでということなんでしょうと思っています。

それと、昨今話題になっています自動車の環境性能の誤表示というか、メーカー側の不誠実な表示というか、申告ということに係わる点でありますけれども。市町村においてはですね、うちの町でいけば軽自動車に係わるグリーン化特例の適用率の違いによって税額が違ってくると。具体的な事例でいけば75%軽減が50%軽減であっただろうというようなもので、税額の差があるということだと思います。まだ、この辺については通知が来ていませんけれども、新聞報道等を読めばですね、総務大臣等が直接、自動車を保有している方を通さず、市町村にそれ相当の税額を負担すべきだというような発言もされているようでございます。その中でどのような形で不誠実な税額相当分が市町村の方に納められるかという部分はまだ分かりませんが、確実にメーカー側が原資として納めるんだろうというふうには思っています。で、これが納められた場合ですね、これ収入として当然あるわけですから、これは基本的に地方交付税として、軽自動車税の税額がいくらかという基礎数値に当然反映されると思います。その辺については当該年度ではなく、収入された次年度以降にきつと、その分相当収入があるでしょうという計算なり申告なり、国の方に申告なりということをしなければならないということになるんだろうと思っています。この辺については、まだ地方交付税29年、30年以降の話でありましょうから、当然通知も来ていませんし、地方交付税の地財計画に基づく議論の中で、どのような措置をするんだろうということが決定されるんだろうと思いますので。これは現時点では当然計り知れないというところでもあります。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） その辺の社会問題化しているものについて、今すぐどうのこうのということ言ってもまたどうしようもないことですので、その時間の経過を見たいと思います。それで車両購入時の先ほどの説明の中で、メーカーと個人と売買契約をしますよ

ね。で、外国から入ってきた車についてもメーカーと個人売買、個人と売買成立するわけなんですけれども。個人対個人でやる場合がありますよね。メーカーが入るとメーカーが書類作成して進むことになる。これ個人対個人でやった場合が自己申告になるのかなと、私はそういう解釈をしていたんですけども。個人対個人でやった場合、どのような方策があるんでしょうか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員おっしゃるとおり、個人対個人の売買においても、当然環境性能割の対象となると。私、先ほどの説明でいけば、新車購入の場合だけを例にとっで申しあげましたので説明不足でありましたが、当然、個人対個人の場合対象となりますから、これは登録替えしなきゃならない。その登録替えの時に必要な申告の書類を書いてもらって、証紙でもっての税額の納入というようなことになるんだろうと思っています。まだこの辺の詳細についてはですね、道の方から通知が来ていせんので分かりせんけれども、実態としてはそのような方向性だというふうに思ってもらってよろしいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6番（掛村和男君） 本条例等の一部改正、直接的にはこの提案ではないと思うんですけども。今朝のニュースだと思うんですけども、バス運行事業に関する委託補助金の総務省から減額と。多分、喫緊のことだと思うんですけども。道の方では現行通りいきたいと、このように思っているようですけども。ここも函バス含めて各地方ではだいぶ影響が出ると思うんですけども、交通網の関係からしても。その辺の道からの連絡なりなんなり、その辺はどのようになっているんですか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 地方交通幹線系統バスでしたか、路線の補助金の関係。はっきりまだいろんな情報はとらまえていせんので、明確な答えはお答えできませんけども。ここ何年間か補正予算において、函館バスにかかわる函館・長万部間なり、函館・せたな間等のバス路線にかかわって、補助金等との差異があるということで補正を何10万円なりお願いしてきたという経過があります。ですので、今後あの報道が本来本当なんだろうけども、函館バスの方で検討されつつ、またそれぞれの延線市町村の方にですね、お願いするというようなことで来るんだろうなというふうにも私も読みました。まだ、その辺については函館バスの方の協議の結果でしょうから、今のところうちの方としては何も情報もありませんし、これからその函館バス側の意向も含めて、延線町との協議も含めてどう対応すべきかということになるんだろうというふうに思っています。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第5号八雲町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） おはようございます。それでは議案第5号八雲町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書28ページをお願いいたします。今回の改正は北海道医療給付事業補助金要綱の改正に伴い、条令で引用している字句を改めるものでございます。改正の内容といたしましては、第2条では重度心身障害者の定義について規定してございますが、第1項第1号の規定中、いずれかという字句を加え、平仮名のものを漢字のものに。また、第3条では助成の対象を規定してございますが、第4項のイにおいて配偶者を加えるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を公布の日からとするものでございます。なお、今回の改正によりまして、従来からの解釈ですとか適用には相違はございませんので、よろしくをお願いいたします。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） すいませんですが、その第3条に配偶者っていうのが付け加わったところがちょっと。すいません、よく分かりませんので説明をお願いいたします。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 従来、この配偶者というのもですね、扶養義務者の中に

含まれていたということなのですが、道の方の要綱で配偶者というふうに分かれたものですから、それに倣って改正したんですけども。例えばですね、ここの規定については助成の対象ということで、この第4号に掲げるもの以外に助成しますよという表現なんですよね。で、このイについてはですね、この例えば配偶者と言った場合にどういったものが該当してくるかと言いますと、例えばご夫婦でいらっしゃった場合ですね、例えば旦那さんが一定の障害を負ったといった場合にですね、ひとり親家庭の助成というのの対象になることもあるんですけども。その時に要は所得の関係も出てきますので、それが一定以上あれば該当にならないというような内容になってございます。ですので、今までは扶養義務者ということで考えていたんですけども、先ほど申しましたように配偶者というふうに明確に分けたという通知が来てございまして、改正するものでございます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） すいません。ひとり親家庭なのに配偶者というのが分からなくて。ひとり親家庭であれば配偶者は存在しないと思うんですけども。どういう意味でしょうか。扶養義務だとその子供に対する言葉として分かるんですけども、子供がいない、ちょっと今一つ。すみません、理解できないんですが。お願いします。

○議長（能登谷正人君） 休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

○国民健康保険係主査（石黒陽子君） 議長、国民健康保険係主査。

○議長（能登谷正人君） 国民健康保険係主査。

○国民健康保険係主査（石黒陽子君） 国民健康保険係主査です、よろしく申し上げます。

ひとり親家庭等の母または父の生計を主として維持する配偶者、との配偶者とは、児童扶養手当法施行令別表第2に係わる障害を持っている方において、父母、母または父どちらかが障害を持っているような状態で労働能力に欠けている場合において、一定の期間を経過した後、その該当に当てはまり、ひとり親家庭、例えばお父様の方が労働能力に欠けているような障害をお持ちになっている場合においてですね、お母様とお子様の世帯として認められるというのが該当とされております。以上です。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） つまり、両親はいるんだけど、片方がもう障害が重くて普通の世帯としては見られないっていう世帯をひとり親家庭としてみなして、その配偶者を支援するという意味でとっていいんですね。

○国民健康保険係主査（石黒陽子君） 議長、国民健康保険係主査。

- 議長（能登谷正人君） 国民健康保険係主査。
- 国民健康保険係主査（石黒陽子君） はい、そのとおりです。
- 議長（能登谷正人君） 了解ですか。
- 1番（佐藤智子君） はい。
- 議長（能登谷正人君） 他にございませんか。
（「なし」という声あり）
- 議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。
これより討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」という声あり）
- 議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。
これより直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎ 日程第6 議案第6号

- 議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第6号八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。
- 議長（能登谷正人君） 住民生活課長。
- 住民生活課長（竹内友身君） それでは議案第6号八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。
議案書30ページをお願いいたします。今回の改正は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改められたことから、当該基準に基づいて定めている条例の一部について改正が必要となるものでございます。改正の内容といたしましては、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が学校の種類として規定されましたことから、第10条第3項第4号の放課後児童支援員の資格に、義務教育学校の教諭を加えるものでございます。
附則といたしまして、施行期日を公布の日からとするものでございます。
以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
- 議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第7号八雲町落部簡易水道配水管布設替委託工事に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第7号議案書31ページをご覧ください。本件は八雲町落部簡易水道配水管布設替委託工事に関する協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1 委託工事は、八雲町落部簡易水道配水管布設替委託工事。工事場所、八雲町栄浜地内。委託の金額9,969万6,000円。委託期間、本議会議決日以降から平成29年2月28日までとなります。委託者、札幌市中央区北11条西15丁目1番1号北海道旅客鉄道株式会社、代表取締役社長島田修。協定締結の時期につきましては、平成28年6月中に行う予定でございませぬ。

本工場は水道管の布設替工事になりますが、JRの線路区域内についてはJRが管理、工事発注することから、委託工事として北海道旅客鉄道株式会社と協定を結ぶものであります。委託工事の概要ですが、浜松におきまして、JR線路下の横断推進工事延長52mで、両サイドの推進用の立坑は深さ約10mと4mとなります。それと同じく栄浜跨線橋に橋梁添架する工事で、水道管を橋に抱かせて横断する工事になりますが、延長は20.76m。この2箇所について工事を委託するものでございませぬ。

以上で議案7号の委託工事に関する協定の締結についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 8 号財産の無償貸付についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第 8 号財産の無償貸付について説明をさせていただきます。

議案書 32 ページになります。本件につきましては平成 18 年から 10 年間、北海道へ水産種苗熊石センターの敷地のため、町有地を行政財産として無償で貸し付けとする契約を締結しておりましたが、期間満了となることから契約について見直した結果、普通財産として地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、財産の無償貸付について議会の議決を得ようとするものであります。

無償貸付する財産は、八雲町熊石平町 7 番 3 以下 4 筆で、合計 7,705.47 平方 m。ポンプ施設、種苗生産施設及び水槽置き場として使用されております。無償貸付する相手方は、札幌市中央区北 3 条西 6 丁目、北海道知事高橋はるみであります。無償貸付する理由は、契約更新に当たり新たに契約締結をするためでございます。無償貸付する期間は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 58 年 6 月 30 日の 30 年間でございます。

以上、簡単ではありますが、議案第 8 号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第9号から議案第11号

○議長(能登谷正人君) 日程第9 議案第9号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第10号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及び議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての3件は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長(城近 眞君) 議長、総務課長。

○議長(能登谷正人君) 総務課長。

○総務課長(城近 眞君) 議案第9号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第10号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及び議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括で説明をさせていただきます。

本件は、前述の3つの組合の規約の変更について協議するため、地方自治法第286条第1項及び同法290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

この度の規約変更につきましては、平成27年11月30日に北空知学校給食組合が解散し脱退したことに伴い、団体名を削除しようとするものであります。なお、北海道市町村職員退職手当組合では、別表の組織団体間空白表記の改正及び規約内字句等の表現の整備をあわせて変更するものであります。原則として、施行期日は総務大臣の許可の日からとしております。

以上、簡単であります、議案第9号、議案第10号及び議案第11号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○13番(岡田修明君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 岡田君。

○13番(岡田修明君) これまでもこの数年、本当にずっとこういうこと続いてきているんですけども。各組合様々ありますけれども、分母がかなり減ってきているという中で、負担割合というのはどのように変わってくるものなんですか。そういうのはないんですか。

○議長(能登谷正人君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長(能登谷正人君) それでは再開いたします。

他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに、議案第9号から議案第11号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号から議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第12号

○議長(能登谷正人君) 日程第10 議案第12号辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長(鈴木敏秋君) 議長、財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(鈴木敏秋君) 議案第12号辺地に係わる総合整備計画の策定についてをご説明申し上げます。

議案書38ページでございます。本件は公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する辺地対策事業債を活用するに当たり、同法第3条第4項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議の上、当該辺地に係る財政上の計画、総合整備計画を策定する必要があり、その協議が平成28年5月10日付で整ったことから、同法同条第1項の規定に基づき、議会に議決を求めようとするものであります。

それでは、今回策定しようとする辺地総合整備計画を説明いたします。39ページをご覧願いたいと思います。策定しようとするのは、大新地域で設定する大新辺地であり、平成28年度から平成32年度にかけて辺地対策事業債を活用し整備しようとする事業で、道路、町道大新線道路改良事業1億1,333万2,000円は、平成23年度から国の防衛施設周辺整備事業を活用し整備中の、町道大新線の道路改良整備で、平成28年度から平成30年度に係る事業費。農道、基幹農道整備事業2,519万3,000円は、北海道が平成26年度から実施する町道広域営農線他の整備で、平成28年度から平成31年度に係る事業費負担金。林道、森林管理道常丹線開設事業1億5,018万4,000円は、北海道が平成21年度から実施する常丹線林道開設で、平成28年度から平成32年度に係る事業費負担金に対し、辺地対策事業債を利用しようとするものであります。

以上をもちまして、議案第 12 号辺地に係る総合整備計画の策定についての提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） その林道の常丹線っていうのが、ずっと道の事業ではありますけれども。毎年毎年ですね予算措置がされるんですけども。これはいつ終わるっていうふうな計画になっているのでしょうか。

（何か言う声あり）

○1 番（佐藤智子君） 後でいいです。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 13 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 13 号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） それでは議案第 13 号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案説明を申し上げます。

議案書 40 ページになります。本件は、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条、第 1 項の規定に基づいて、平成 28 年 3 月 18 日に策定した八雲町過疎地域自立促進市町村計画につきまして、事業計画の変更が必要となり、当該変更にかかわる北海道との協議が 5 月 27 日整いましたので、法 6 条第 7 項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の変更は檜山地域サケ増殖事業、LED 街路灯設置助成事業、図書館システム整備事業及び学校プール解体事業の財源として、過疎対策事業債の適用を受けるためのもので

ございます。

それでは、変更内容についてご説明申し上げます。過疎計画書 17 ページ中、下線部黒ポツ 3 つの事業。ひやま地域サケ増殖事業（施設運営）、LED 街路灯設置助成事業、学校プール解体事業を追加。次に、過疎計画書の 23 ページ中、下線部ひやま地域サケ増殖事業（施設運営）の追加。続いて、議案書 41 ページになります。過疎計画書 24 ページですが、自立促進施設区分欄、1 産業の振興、事業名欄、水産業、事業内容欄、変更後の太線枠のとおりひやま地域サケ増殖事業（施設整備）の追加。（9）過疎地域自立促進特別事業、事業内容欄、変更後の太線枠のとおりひやま地域サケ増殖事業（施設運営）、「檜山管内の自治体と連携しサケ資源の増大とさらなる地場産業の振興を図る」文言を追加。次に議案書 42 ページになります。過疎計画書 30 ページで、過疎地域自立促進特別事業、下線部黒ポツ、LED 街路灯設置助成事業の追加。それから計画書 32 ページ、3 生活環境の整備、事業名欄、（7）過疎地域自立促進特別事業、事業内容欄変更後の太線枠のとおり、LED 街路灯設置助成事業。「LED 街路灯設置に対する助成を行うことにより、維持費の抑制と二酸化炭素の排出削減による地球温暖化対策を図る」を追加するものです。次に、議案書 43 ページになります。過疎計画書 38 ページで、3）体育施設の対策の次に、変更後下線部 4）図書館の対策、黒ポツ、図書館システム整備事業を追加。また、特に重点を置く施策の次に、過疎地域自立促進特別事業、黒ポツ、学校プール解体事業を追加するものです。次に議案書 44 ページになります。計画書 39 ページで、自立促進施策区分欄、6 教育の振興、事業内容欄、体育施設の次に、変更後太線枠のとおり図書館。事業内容、図書館システム整備事業と、（4）過疎地域自立促進特別事業、学校プール解体事業、「防犯上及び景観上好ましくないため、生活環境の確保と景観形成を図る」を追加するものでございます。

以上、議案第 13 号の提案説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 平成 28 年 3 月 18 日に策定した計画、つまり今年の予算委員会の最終日の日程ですよね、3 月の定例会の。この時に作った計画が、この時点でもう変更になるということがちょっと分からないんです。その辺のことを、例えば LED 街路灯設置助成事業というのは、変な話 28 年度予算の目玉の 1 つじゃないですか。で、3 月 18 日にしっかり策定していたと思うんですけども。それが今ごろになって、この市町村計画に入ってくるという順番等がちょっと分からないんですけど。その辺の、この日付のあり方だとかの説明をお願いします。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） この過疎計画の変更について、私の方から今のご質問に対してお答えしたいと思います。

過疎計画、所管は企画振興課で計画全体を整えておりますが、基本的に過疎債の活用を目的としてですね計画の見直しをかけるというようなことは、議員ご指摘のとおり3月等の提案の時に申し述べたんだらうと思いますが。平成28年度の予算編成に当たって過疎債を活用しようとした時にですね、現行の過疎計画との相違が見られると。その相違される部分について、今回つけ加えさせていただくというものでありまして。過疎計画の今回の計画の策定については、3月に議決いただきましたけども、その前段での道との協議は去年の10月から始めておりまして、それ以降についてはですね、基本的に大きな変更はできないということになっております。ですので、平成28年度の予算編成の作業が12月からスタートしていますので、その時点では過疎計画の方に掲載出来るような状況になかったということでもあります。予算編成の作業配備、町長としての施策も反映した中でですね、これら事業を追加したいという意向でありますので。何とぞご理解のほどお願いします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 理解しますけども。場合によっては、じゃあ綱渡りの予算を提案したと。例えばですよ、僕らも良いことだということで予算を議決した後にですね、この計画が盛り込めなかったと、道の方に。この計画づくりがね。そうした場合に過疎債を使うっていう話を聞いていたのに、何がしかの理由があってこの計画に盛り込めなかったということも可能性としてはある、仕事の進め方のように解釈したんですけど。そういうそれは全くないことであって、事務的なことなので道とは10月で締め切る内容を12月当課で予算編成した時に内々で話ができているということだったのでしょ。でも、それっていうのは、あまりにもなあなあ過ぎてですね、予算審議等で十分に議会の方で説明したこととのズレが、僕は出てきちゃった。ズレって、そのこういう行政運営の手続、議会としては関係ないでしょうということ捉えろって言われるかもしれませんけども。なんかこう、後付けみたいな感じの仕方が、審議中のことと、今のこの決め方がね。もう1回話を戻しますけども。計画が予算も決まっているのに盛り込まれないっていう危険性は、この手続ではなかったんですか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 過疎計画の整備に当たっては、企画振興課の方から説明が当時3月の時点で、全員協議会等でも説明があったと思いますけども。基本的に過疎債を追求するがための計画であるということで、ご理解を願いたいということで説明があったと思います。ですので、過疎計画に掲載されている事業が全て実施するというような形での確約したものではないと。可能性があるものを全て盛り込まないと、今後の財政運営上困るという中で計画だということで説明申し上げたというふうに、私なりには理解しておりますので。その辺は計画ですから、本来このとおりにやっていく、追求するというものが計画なんでしょうけども。この過疎計画については、あくまでも財政上の財源を確保すると、そういう目的だという意味で捉えていただきたいです。

そういう意味で議員がおっしゃられた、財源が確保されていない中での予算であったんではないかという部分でございますが。そういう意味でいけば今回変更に係わる4つの事業、ひやま地域のサケ増養殖事業の施設の設置の部分と運営に係わる部分、それとLEDの街路灯設置事業の部分、あと学校プールの関係の事業でありますけども、これは当初予算に計上しているところであります。これらについてはですね、ひやまサケ増殖事業の施設運営の方に関しては過疎債として、LED街路灯設置事業に関してはとりあえず過疎債ではなくて、ふるさと応援基金を財源としての計上、学校プール解体事業については一般財源対応、ひやま地域サケ増養殖事業の施設運営に関しても一般財源対応という形でとりあえず計上しており、それを過疎債でもって今後協議していく中で財源を確保できればより良いなという形での予算計上です。あ、ごめんなさい、図書館もありましたね。図書館は過疎債で見えています。そういう意味で、過疎債で一部先んじて予算の方に計上している事業はありますけれども、決して大きな額ではありませんから。財政運営上、その部分が過疎債として認められなかった場合でもですね、今後の収入なり支出の関係を見ればですね、十分、財政運営に支障になるというようなことはないだろうということで判断して、予算については計上しています。

ですので、例えば一番大きなLED街路灯事業については1億ですから、これが今ふるさと応援基金からの繰入金で見えています。過疎債が認められた場合はですね、過疎債の方に財源を振り替えて、基金の繰り入れを28年度は止めて、来年度以降その基金をまた何らかの事業に使うという考え方でおりますので。決して予算編成に当たっての財源をですね、架空で起こしたというようなことにはなっていないということでご理解願いたいと思います。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 十分わかりました。これからもですね、財務課長の説明は、本当にしっかりと聞くように気を付けますので、今後とも見事な財政運営を期待しております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 議案第 14 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 議案第 14 号平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 14 号平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

議案書 45 ページであります。この度の補正は歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 9,234 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 131 億 6,239 万 7,000 円にしようとするものであり、消防耐震貯水槽整備事業他、15 の事務事業の追加等の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書の 55 ページであります。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 811 万 6,000 円の追加は、固定資産台帳作成支援業務委託料 399 万 6,000 円、公共施設等総合管理計画策定業務委託料 412 万円であり、両業務とも平成 27 年度事業として執行していたものでありますが、受託業者から期限までに適正な成果品が納入されなかったことから、平成 27 年度予算からその業務委託料を支出しなかったところであり、平成 28 年度に入り業務完了見込みとなることから、改めて予算計上するものであります。固定資産台帳作成支援業務は、国の規定により新地方公会計制度への平成 29 年度移行に向け、その基礎資料を調製するものであり、公共施設等総合管理計画策定業務は国の指導により公共施設の統廃合や更新等の適正配置の検討を行い、総合管理計画を策定するもので、平成 27 年度は現況施設の調査、分析評価としての八雲町公共施策白書を作成するものでありました。両委託業務の平成 27 年度分については町側が用意する基礎資料が共通であり、また、受託担当者が同一となったことから、事務的には連携並行し、効率的な計らいが望まれたものでありましたが、結果として業者の責任ある業務遂行が図られなかったところであり、委託業務においては、今後はこのような事態とならないよう委託先との連携、執行状況の点検などを務めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2 目企画調査費 65 万円の追加は、北渡島檜山 4 町地域連携推進協議会負担金であります。現在、協議会は食と観光連携事業を取り組んでおりますが、2 つ目の事業として平成 28 年度はノルディックウォーキング事業を実施することとなり、それに要する資金を 4 町が均等に負担するもので、各 50 万円。加えて事務局である八雲町は健康づくり財団の助成事業に対し申請し、その助成額 15 万円を合わせて協議会へ支出しようとするものであります。12 目地域振興対策費 307 万 8,000 円の減額はふるさと応援寄付金奨励事業の事務費であり、事務効率の向上、事務経費の圧縮を図ろうとするものであります。具体的には寄附金の受領証明書の発行業務の見直しであり、受領証明書を封筒による送付から圧着ハガキにしようとするものであり、併せて同封していた観光パンフレットの送付を廃止しようとするも

のであります。2つ目として確定申告寄附金控除の手続の特例、いわゆるワンストップ特例に係る事務の軽減を図るため、管理システムの導入を図ろうとするものであります。この見直しによる経費の節減として、4節共済費から12節役務費まで説明欄記載のとおり計521万3,000円の減額効果。また初期的な導入経費として、13節委託料に管理システム整備業務委託料84万3,000円、18節備品購入費に事務用備品、はがき圧着機の購入費129万2,000円の計上であります。15目電算業務費589万7,000円の追加は社会保障税番号制度対応システム改修委託料であり、マイナンバー制度の施行に合わせ平成26年度からシステム改修に着手し、平成28年度はその計画の最終年で、総合運用テストの実施であります。国がそのテスト概要の調整に遅れていたところであり、この程ようやくその概要が示されたことからその所要額を追加しようとするものであります。

4款衛生費、2項清掃費、2目じん芥処理費710万2,000円の追加のうち、17節公有財産購入費699万4,000円は八雲地域の次期廃棄物最終処分場の用地購入費であり、平成13年に供用開始した現在の最終処分場の後継地について調査の結果、山崎203番1他3.28ヘクタールが最適と判断し、地権者と交渉の結果、内諾を得たことから先行取得しようとするものであります。次に、19節負担金補助及び交付金10万8,000円の追加、併せて3目し尿処理費、19節負担金補助及び交付金26万6,000円の減額は、南部檜山衛生処理組合負担金で、当初予算編成時においては同組合の予算、各町への負担金が決定されていなかったため、やむなく平成27年度と同額と計上したところであり、その額が確定したことから調整しようとするものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費135万円の追加は経営体育成支援事業補助金で、人農地プランに位置づけられた中心経営体等の施設整備に対する国の支援であり、このほど一経営体の育成牛舎の整備について支援が認められたことから計上するものであります。4目畜産業費106万3,000円の追加は消費安全対策交付金事業補助金で、八雲町家畜伝染病自衛防疫組合が行う検査及び講習会等への国からの支援であり、これまで直接当該団体へ補助金が交付されていたものであります。平成28年度から町会計を通し交付するよう取り扱いが改正されたことから、計上しようとするものであります。

議案書57ページとなります。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費205万2,000円の追加は、空き家調査システム整備業務委託料であります。空き家対策の検討に向け、その実態把握の前段として各町内会にアンケートをお願いしたところ、空き家の数が相当な数に上ることが判明し、その台帳管理に当たってはGIS地理情報システムを基礎に新たなシステムを構築することが効率的・効果的と判断したことから、その整備費用について計上するものであります。2目車両管理費474万2,000円の追加は、新たに10人乗りの自動車1台を用意しようとするものであります。現在、来客対応時には7人乗りを対応しているところですが、昨今、例えば域学連携における各大学等の対応においては7人乗りでは不足し、複数台に分乗し対応しているのが実態で、これが分乗ゆえ車両内での案内説明等が出来ず不効率であることから、10人乗りを用意しこれを解消しようとするものであります。18節備品購入費に自動車購入費458万1,000円の計上の他、その他各節説明

欄記載のとおり必要経費を計上し、財源にふるさと応援寄付金を活用しようとするものがあります。8款土木費、4項都市計画費、5目下水道事業費 329万9,000円の追加は下水道事業特別会計への繰出金であり、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

9款、1項消防費、3目消防施設費 4,240万円の追加は、老朽化した防火水槽を耐震性のある貯水槽へ更新する事業で、国に補助金の申請を行っていたところ、このほど採択されたことから計上するもので、八雲中学校前、JR黒岩駅前にある防火水槽を耐震貯水槽へ整備しようとするものであります。

10款教育費、1項教育総務費、7目住宅建設費 1,917万円の追加は教員住宅の建設事業で、落部小学校校長住宅の建設に向け国に補助金の申請を行っていたところ、このほど内示があったことから計上するもので、木造平屋建て67平方メートルで整備しようとするものであります。10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費 15万円の減額は、ノルディックウォーキングフェスティバル事業で、先に説明しました北渡島檜山4町地域連携推進協議会のノルディックウォーキング事業と一体で実施することとなったことから、保健体育総務費に計上した予算を減額し、当該分を企画調査費の協議会負担金へ計上をし、整理しようとするものであります。以上、補正する歳出の合計は9,234万7,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書の51ページとなります。14款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金 353万4,000円の追加は、歳出で説明しました社会保障税番号制度対応システム改修事業に対する補助金であります。7目教育費国庫補助金 813万8,000円の追加は、歳出で説明しました教員住宅の整備事業に対する学校施設環境改善交付金であります。8目消防費国庫補助金 677万3,000円の追加は、歳出で説明しました耐震貯水槽設置事業に対する消防防災施設整備費補助金であります。

15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金 50万円の追加は、歳出で説明しました北渡島檜山4町地域連携推進事業に対する交付金であります。4目農林水産業費道補助金 241万3,000円の追加は、歳出で説明しました経営体育成支援事業及び消費安全対策交付金事業に対する補助金で、歳出と同額であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目ふるさと応援基金繰入金 450万円の追加は、歳出で説明しました10人乗り自動車購入事業の財源にふるさと応援寄付金を活用しようとするものであります。3目公共施設整備基金繰入金 699万4,000円の追加は、歳出で説明しました次期廃棄物最終処分場用地購入費の財源に充てようとするものであります。

19款、1項、1目繰越金 1,779万5,000円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

議案書53ページとなります。21款、1項町債、4目消防債 3,070万円の追加は、耐震貯水槽整備事業費に対応するものであり、5目教育債 1,100万円の追加は教員住宅建設事業費に対応するものであります。以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の9,234万7,000円の追加であります。

次に、地方債の補正であります。議案書 48 ページであります。第 2 表地方債の追加は、耐震貯水槽整備事業 3,070 万円、教員住宅建設事業 1,100 万円であります。

以上で議案第 14 号平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 2 号）の説明といたします。よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） この 56 ページの委託料、公共施設等総合管理計画策定業務委託料ですが。これ財務課長の説明の中にも触れていたんですけども、かなりデタラメな仕事だったと聞いているんですけど、払うんですか。それとも減額されているんでしょうかね、これ何ぼかね。ちょっとそこ、説明ちゃんと聞かなきゃいけないのに聞き漏らしちゃったんですけど。僕は払うような仕事をしたとは思えないんですけどもね。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画進行課長（萬谷俊美君） 公共施設等総合管理計画策定委託料の方でございますけれども。この基礎となっている部分がですね、先ほど財務課長から説明していますように固定資産台帳を基礎として作成するものでございまして。27 年度業務としては公共施設白書を作成するということで、現状の建物をひっくるめてですね、どれだけのものがあるのかというのを把握した中でですね、将来に向けてのシミュレーションを行うという基礎になるものでございます。で、業務としては町から提供する建物等のデータを提供したものを、コンサルとしてそれを整理してつくり上げるものでございますが、現在のところ修正をお願いしてですね、やりとりをして6月の中旬くらいを目途にですね、完成する見通しとなっているところでございます。

額について減額ということのお話だったかと思えますけれども、成果として実施しますので、委託料のその額については契約書の金額でお支払いをする予定としております。その代わり契約書の条項に基づきまして、違約金という形で 2.9%を別途徴収するというところで考えておりますので。特に公共施設の方は 28 年度業務も引き続き計画書を作る業務として残って、来年の 3 月までございますのでしっかりと監視をしながら、連携をとって今後委託業務を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 長い協議があったと思うんですけども。仕事の質は保証されるんですか今後。その彼らは。かなり企画の方で手を加えなきゃいけない、僕はそれ現物見ていないのであれなんですけどもね。手を加えなきゃいけない資料が戻ってきてというか、手元に来て、仕事がそれでかなり遅れたと思われるんですよ。このマネジメントの資料、我々議会に提案する部分とかもあると思うんですけど、それをさらにこれからも契約を

続けていくというのは、今後の部分の不安は払拭されたというふうに理解していいんでしょうか。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画進行課長（萬谷俊美君） 先ほど申しあげましたとおり、27年度業務の部分に関しては、現在やりとりしてございまして、ほぼ今月中に出来上がる見込みというふうになります。で、管理計画の方は町の考え方をそこに盛り込んだりですね、町民とのワークショップを実施して、今後どうあるべきなのかというものをですね、まとめ上げてつくる計画というふうになりますので。業務を担当する業者の方の担当者も変わってございます。今回の件で。それで、受託業者としてもそこは十分理解した上で、誠実な業務を遂行したいというふうに申しておりますので、引き続き受託者とは契約どおりですね、やっていけるものと担当の方では思っております。

○5番（三澤公雄君） 分かりました。

○議長（能登谷正人君） 次にございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 歳入にも歳出にもあるんですけども、社会保障税番号制度対応システム改修事業についてですが、これは具体的にはカードを作成するというようなものでしょうか。

○情報政策室長（吉田邦夫君） 議長、情報政策室長。

○議長（能登谷正人君） 情報政策室長。

○情報政策室長（吉田邦夫君） 今回はカードの部分ではなくて、システム改修を3カ年で行ってまいりまして、26、27で大多数のシステム改修を終わったところですが、いよいよ総合運用テストということで実際のデータのやりとりを国との間で行って、来年の7月からの情報連携に備えるというものでございます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 全体ということですけども、ほぼ終わったっていうことですけども。その運用に当たってはですね、やはり今は情報の売り買い等も盛んに行われていきますので、その辺で大変心配のある制度というか、システムだと思うんですけども。その辺に疑問は感じてはいないのでしょうか。

○情報政策室長（吉田邦夫君） 議長、情報政策室長。

○議長（能登谷正人君） 情報政策室長。

○情報政策室長（吉田邦夫君） このマイナンバーに合わせまして、町のセキュリティーポリシーや特定個人情報の規定につきましても見直しを行って、十分注意をしているところでございます。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「議長」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○1番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○1番(佐藤智子君) 議案第14号について反対討論を行います。平成28年度八雲町一般会計補正予算(第2号)の歳入の14款国庫支出金、1目総務費国庫補助金に、社会保障税番号制度対応システム改修事業補助金として353万4,000円。歳出では2款総務費に、15目電算業務費に社会保障税番号制度対応システム改修委託料589万7,000円が計上されております。いわゆるマイナンバー制度は始まったばかりというか、これからというところであると思います。番号情報の流出や売買など安全性は確保されておらず、危険性をはらんだ制度です。こうした不安定な制度のために対応する予算措置には、金額にかかわらず反対であります。

その他の補正には賛成ですが、以上の理由から議案第14号の補正予算案に反対いたします。

○議長(能登谷正人君) 次に原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 次に原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) ありがとうございます。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

先ほど答弁が保留になっておりました件につきましては、発言を求められておりますので、これを許します。

○総務課長(城近 眞君) 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 大変申しわけございません。各組合の構成団体が少なくなれば負担割合が増えていくんじゃないかということでのご質問でありますけれども、確かに構成団体が減るということになるとそういう部分というのは出てくるかと思いますが、この退職手当組合等はですね、対象となる人数に対して負担割合がいくらだよということになっておりますので、その人数が減れば、その負担割合も少なくなっていくという形でやっておりますので。例えば市町村の総合事務組合でありますと、非常勤職員、要するに条例委員ですけれども、その方々の部分でございますので、その人数が減るということになると違いますし、あと退職の部分も退職の人数が減っていくと負担割合は変わっていくということでございます。それで、こういう一部組合や広域連合等の部分も、その組合や広域連合が解散したとしてもですね、それを構成する町の職員になっているわけですから、それで大幅に下がって負担金上がるというようなことはないというような話を聞いております。実際ですね、ここ数年はその負担割合は変わってないということでございます。

以上でございます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 次に、農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 先ほど議案第 12 号の辺地に係る総合整備計画の策定に係る議案で、林道の森林管理道常丹線開設事業の予定工期でありますけれども、平成 32 年度を予定しております。ただし、これに関しては道営事業でありまして町の計画もそれに追随しておりますが、予算の付き次第、お金のつき次第では延長になる可能性も無きにしも非ずということで、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 日程第 13 議案第 15 号

○議長（能登谷正人君） それでは、日程第 13 議案第 15 号平成 28 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 議案第 15 号平成 28 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

議案書 60 ページでございます。この度の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 93 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 131 万 1,000 円とするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 64 ページ下段でございます。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 93 万 3,000 円の追加は、保険料収入額を後期高齢者広域連合へ納入するに当たりまして、保険料収入額が歳出予算を超過していたことから、その超過額が平成 28 年度の歳入繰越金、歳出納付金となることから、この

ほど予算整理するものでございます。この要因といたしましては保険料の算定における平成 26 年所得申告が第 1 次産業、特に漁業の業績が好調であったことから保険料収入が伸び、それに対応する納付金の支出額も増額となったことによるものでございます。

次に歳入でございますが、同じページの上段でございます。4 款 1 項 1 目繰越金 93 万 3,000 円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応しようとするものでございます。

以上、議案第 15 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 14 議案第 16 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 議案第 16 号平成 28 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第 16 号平成 28 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。議案書 66 ページをお開き下さい。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 653 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4,881 万 1,000 円とするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。70 ページをお開き下さい。下段になります。2 款施設費、1 項施設整備費、3 目汚水処理施設共同整備事業費 653 万 9,000 円の増額で、公共下水道事業計画変更業務委託費 648 万円と、北海道との協議のための旅費 5 万 9,000 円を計上するものであります。昨年 5 月に下水道法の改訂がございまして、事業計画変更に関し管渠の管理計画も提出する必要があり、管渠の劣化・損傷を把握するための点検・調査計画と、管渠の更新計画を記載することとなりました。本来ミックス事業について国土交通省との協議が完了し、事業計画変更を進める予定でありましたが、この度の熊本の地震災害により、国土交通省との協議が滞っているため、北海道との協議により

まして、管渠の管理計画策定に時間を要することから、今回事業計画変更を進めることとなったものでございます。

次に歳入についてご説明いたします。同じく 70 ページの上段でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道国庫補助金を 324 万円増。4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を 329 万 9,000 円増額し、歳出に対応するものでございます。

以上、簡単ですが議案第 16 号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 15 議案第 17 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 議案第 17 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議案第 17 号工事請負契約の締結について提案説明いたします。

追加提案の概要説明書をご覧ください。本件は熊石地域の防災行政無線整備工事について、5 月 31 日に入札を執行し、落札した業者と請負契約の締結に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

追加議案第 17 号をご覧ください。工事の種類、八雲町防災行政無線（熊石地域）整備工事。契約の方法、特別簡易型総合評価落札方式制限付一般競争入札。契約の金額、1 億 5,411 万 6,000 円。契約の相手方、館脇・小澤・山内特定建設工事共同企業体。代表者、二海郡八雲町東雲町 9 番地 50、館脇電気工業株式会社、代表取締役館脇渉。工事代金の支払方法、契約の定めるところによる。契約の締結の時期、平成 28 年 6 月中となっておりますが、本定例会において議決をいただいた後といたします。工期につきましては、契約日より平成 29 年 2 月 10 日までを予定しております。

以上で議案第 17 号の工事請負契約の締結についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 16 議案第 18 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16 議案第 18 号八雲町公共下水道八雲下水浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第 18 号、追加議案書をご覧ください。本件は八雲町公共下水道八雲下水浄化センターの建設工事委託に関する協定を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。委託工事は八雲町公共下水道八雲下水浄化センター建設工事。建設場所、八雲町三杉町地内。委託金額は 2 億 3,000 万でございます。委託期間は本会議議決から平成 30 年 3 月 30 日までとなります。委託者は東京都文京区湯島二丁目 31 番地 27 号、日本下水道事業団、代表者、理事長谷戸善彦。協定締結の時期は平成 28 年 6 月中と記載されておりますが、本会議の議決日となります。委託工事の概要ですが、水処理にかかる電気設備工事で、平成 28 年度は 1 億円で、主に電機設備の製作となり、平成 29 年度は 1 億 3,000 万で、電気工事の製作とこれら設備の設置工事となります。29 年度につきましては債務負担行為となります。平成 28 年 5 月 30 日に下水道事業団と仮協定を結んでおりまして、本議会での議決を経て、本協定となるものでございます。

以上で議案第 18 号委託工事に関する協定の締結についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第17 議案第19号

○議長(能登谷正人君) 日程第17 議案第19号財産の取得についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

○地域振興課長(牧 茂樹君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(牧 茂樹君) 議案第19号財産の取得についてご説明申し上げます。追加議案書でございます。本件は平成11年に購入し熊石地域において使用しております除雪ドーザが、購入後16年を経過し経年劣化等により故障も多く、修理経費もかさんでいることから、除雪作業の万全を期すため除雪ドーザを購入するもので、財産の取得について地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。入札につきましては5月30日、5社により執行をしたところでございます。

議案第19号財産の取得について、次のとおり財産を取得する。1取得する財産の種別及び数量は除雪ドーザ11トン級1台でございます。2取得の方法は契約の定めるところにより行います。3取得の金額は3,019万6,800円でございます。4取得の相手方は北斗市追分3丁目2番3号、北海道川崎建機株式会社函館支店、支店長熊谷伸哉でございます。なお、本議会での可決をいただき、契約を締結いたしまして、平成28年12月22日を納入期限として購入を予定しているところでございます。

以上、簡略ではございますが、議案第19号の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 18 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 報告第 1 号平成 27 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰り越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 報告第 1 号平成 27 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてをご説明申し上げます。

議案書の 72 ページであります。本件は繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案書 73 ページをお開き願います。繰り越す事業は、これまで議決いただいた 2 款総務費、1 項総務管理費の北渡島檜山 4 町地域連携推進事業から 8 款土木費、2 項道路橋梁費の道路長寿命化修繕事業の 7 事業で、繰り越し限度額 1 億 7,197 万 9,000 円の議決に対し、実際に平成 28 年度へ繰り越した予算額、翌年度繰越額は 1 億 7,186 万 4,000 円で、財源内訳は記載のとおりであります。このうち 5 事業、1 億 5,335 万 1,000 円は、平成 28 年 1 月 20 日成立した 1 億総活躍社会の実現に向けてなど、国の補正予算第 1 号にかかわる事業であります。なお、うち北渡島檜山 4 町地域連携推進事業、産業人材確保育成事業は、地方創生加速化交付金に係る事業であります。

以上で報告第 1 号、平成 27 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 19 報告第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 報告第 2 号平成 27 年度八雲町病院事業会計予算の繰り越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 報告第2号平成27年度八雲町病院事業会計予算の繰り越しについてご説明をいたします。それでは議案書74ページでございます。本件は地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成27年度八雲町病院事業会計予算の繰り越しについて、議会に報告するものでございます。

75ページをお開き願います。別紙、繰越計算書によりご説明をいたします。事業名は備品等購入で、平成27年度予算計上額は261万4,000円で、うち支払義務発生額は102万3,000円であり、事業に係るものとして102万3,000円を平成28年度に繰り越ししたものでございます。繰り越しの理由といたしましては、当初、平成27年度内の納品を予定しておりましたが、本館棟他整備事業のうち既存改修の北棟の工期が伸びたことに伴い、管理課物品庫用計量棚に係る納入期限を変更したものでございます。繰越額に係る財源内訳は記載のとおりでありまして、不用額として159万1,000円が発生してございます。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第20 報告第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第20 報告第3号平成27年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰り越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 報告第3号平成27年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰り越しについてご説明をいたします。

それでは議案書76ページでございます。本件は地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成27年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰り越しについて、議会に報告するものでございます。

77ページをお開き願います。別紙、継続費繰越計算書によりご説明をいたします。事業名は総合病院本館棟改築事業で、平成25年度から平成28年度における4カ年の継続費総額は42億9,800万円で、平成28年度継続費予算額は、平成27年度予算計上額に前年度繰越額を加えました31億9,502万7,000円で、うち支払い義務発生額は26億257万9,000円となり、差引残額5億9,244万8,000円を平成28年度に繰り越ししたものでございます。平成27年度末時点における工事の進捗状況としましては、昨年10月に本館棟工事が終了。

本年3月から既存改修である東棟及び南棟の一部について工事が行われてございます。平成28年度につきましては東棟及び南棟の改修工事、旧本館棟の解体工事、外構工事を予定してございます。繰越額に係る財源内訳は記載のとおりでございます。

続きまして78ページをお開き願います。本館棟他整備事業のうち、既存改修である東棟及び南棟工事については、当初平成27年度内の工事完了を予定していたところ、工期が伸びたことに伴い、電子カルテシステム等整備事業のうちネットワークにかかる機器及び設置・配線布設が不可能となったものでございます。当該事業は、平成26年度及び平成27年度2カ年の継続費事業として予算議決しているものであり、ネットワーク整備に係る工期が伸びたことに伴い、2カ年の継続事業を1カ年延長し、平成28年度までの3カ年とするものでございます。事業名は電子カルテシステム等整備事業で、継続費総額は、2億8,618万9,000円で、平成27年度継続費予算額は、平成27年度予算計上額に前年度逓次繰越額を加えました2億4,373万6,000円で、うち支払い義務発生額は2億4,160万7,000円となり、差引残額212万9,000円を平成28年度に繰り越したものでございます。繰越額に係る財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第21 発議第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第21 発議第1号航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○14番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○14番（黒島竹満君） 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議。ただいま議題に供されました発議第1号航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議について、提出者を代表し提案理由を説明いたします。

昭和52年、航空自衛隊八雲分屯基地の開庁以来37年にわたり、国の平和と安全を保つための防空任務のみならず、その組織力、装備等を生かした災害派遣や各種の部外協力など、町民の生命と財産を守る様々な活動を行ってきていることは、各位十分ご承知のことと思います。

現在、基地には第6高射群、第20高射隊と第23高射隊が駐屯し、隊員約2百名とその家族が八雲町のまちづくりに大きく関わっております。町内会活動、スポーツ行事、各

種のイベント行事など、私たちが日ごろ参加している活動には、隊員との関わりも多く、その支援と協力により進められていることも議員各位ご承知のことと思います。

基地が存置することによる周辺整備事業は、平成 27 年度までで総事業費 65 億 5,558 万 4,000 円、補助金 42 億 6,295 万 2,000 円となっております。防衛施設の設置や運用の結果として、周辺住民の生活や事業活動に与える障がいを緩和し、生活環境施設や事業経営の安定に寄与する当該補助金は、基地に対する周辺住民の十分な理解と協力を得、当町の基盤整備や財政面に大きく寄与されてきたところであります。

国、地方とも逼迫した財政事情の中で、限りある財源の有効活用が求められ、基地周辺対策に係る各種助成金についても、大変厳しい状況ではありますが、その用途の多様化と拡大に期待しつつ、今後の八雲町のまちづくりのため、少しでも有利な補助事業の活用などのために、情報の収集や要望活動に努めなければなりません。

また、隊員と地域住民とがより親近感を強めるため、休日などには訓練に支障のない範囲で、地域住民のスポーツやレクリエーションの場として、今後も基地が開放されることを望むものであります。

このようなことから、町ともども議会としても積極的にこれらの諸活動を展開するため、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議案を提出した次第であります。

なお、特別委員会の構成委員の数は、7名といたしたく存じます。

議員各位のご賛同をお願いし、簡単ではありますが提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、反対の方の発言を許します。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第1号航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置決議に反対の討論をいたします。

自衛隊八雲分屯基地が八雲町に置かれている限り、国の責任として八雲町に基地交付金を支給し、周辺整備に配慮することは当然のことと思います。が、この特別委員会は周辺整備事業と合わせて基地の有効活用の名のもとで、今回は強く発せられておりませんが、それでも基地強化を要望することを目的としており、それを私たちは容認することはできません。昨年9月19日に可決された平和安全保障法制により、紛争がおさまっていない南スーダンに道内の自衛隊員が今年5月から派遣されています。参議院選挙が終わった後、駆けつけ

警護にゴーサインが出され、自衛隊員は殺し、殺される事態に晒されることとなります。八雲の自衛隊員の皆さんも例外ではないと思います。その家族の心情を察していただきたい。

以上のことを申し添えて、反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 本案に賛成する立場で討論いたします。

本特別委員会の必要性については、提出者代表からの提案説明のとおりであります。我が国の国防に関する議論は別にして、八雲町に分屯基地があるという現実を踏まえ、これまで周辺地域との調和を図りながら、基地と共存・共栄をするまちづくりを進められてきたものと承知しております。八雲町に分屯基地には隊員約200名が配属され、その家族を含めると数多くの自衛隊関係者が八雲町に居住をしております。また、基地や隊員の町民との関係については、非常に良好な関係にあり、全国的にも高く評価される場所です。このことから、私は基地が存在することにより、八雲町に及ぼす経済効果及び財政面での効果は、まことに大きなものがあると考えますと共に、近隣町と比較いたしましても圧倒的に有利な点があるものと考えます。

八雲分屯基地は創立以来、地域住民と一体となり、スポーツ大会、各種イベント等への参加協力を初め、災害発生時における隊員の派遣、基地の開放など八雲町の振興発展に大きく貢献されていること、議員各位においてご承知のことと存じます。今後より一層の町の発展を目指すためにも、基地周辺整備事業に依存することによる効果を考えれば、議会としても行政と一体となり積極的に諸活動を展開すべきと考えております。

よって、本特別委員会をぜひ設置されますよう、議員各位にご賛同を賜りたくお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会 委員の選任

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。ただ今設置されました航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7

条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員として黒島竹満君、岡島敬君、岡田修明君、安藤辰行君、田中裕君、掛村和男君、斎藤實君、以上、7名の諸君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員は、ただいま指名いたしました7名の諸君を選任することに決定いたしました。

◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の閉会中の継続調査付託

○議長(能登谷正人君) お諮りいたします。本特別委員会の調査は、閉会中の継続調査として調査が終了するまで付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時02分

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会正副委員長の互選報告

○議長(能登谷正人君) ご報告いたします。

休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長に黒島竹満君、副委員長に岡田修明君を互選した旨報告がありましたので、ご報告いたします。

◎ 日程第22 発議第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第22 発議第2号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番(岡田修明君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 岡田君。

○13番(岡田修明君) 発議第2号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し提案説明をさせていただきたいと思

ます。

本件は、先ほど可決されました特別職の期末手当支給率の改定に合わせて、議員の期末手当を特別職の支給率に合わせるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。現行の支給率は、6月が1.9カ月、12月が2.3カ月、年間で4.2カ月分となっておりますが、6月支給分を1.9カ月から2.025カ月に、12月支給分を2.3カ月から2.175カ月に変更しようとするもので、年間の支給額に変更はなく、6月と12月の支給率の調整のみとなっております、特別職の改正後の支給率と同様にしようとするものであります。

それでは発議第2号の別紙をご覧願いたいと思います。第4条期末手当でございますが、6月に支給する期末手当について、現行100分の190を改正後は100分の202.5に。12月に支給する期末手当について、現行100分の230を改正後は100分の217.5に変更するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年6月1日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第23 発議第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第23 発議第3号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算確保・拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 発議第3号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算確保・拡充を求める意見書について、提出者を代表し提案説明を行います。

日本の教育に係わる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟34カ国の平均

が 4.7%に対し、3.5%と大きく下回り、加盟国中最下位となっている。その一方で、子供一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にある。このことは日本の教育にかかわる公的支出の貧困さを証明するものである。これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元などを求めて、意見書をお手元に配布のとおり提出するものです。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 24 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 24 発議第 4 号 待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 4 号待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

政府は待機児童解消加速化プランに基づき、保育所等の受け入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として 2 万人を超える待機児童が存在する。また、待機児童は主に大都市を有する都道府県に多く存在する。問題解決のためには地域の実状や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が必要である。

記 1、待機児童解消のため、待機児童解消加速化プランを着実に実施すること。また、子ども子育て支援体制を利用者目線で総点検し、実態に応じた公定価格の実現を図ること。2、多様な保育ニーズと保育施設とのマッチングを行う保育コンシェルジュについて、利用者の視点に立った機能強化を推進すること。3、都市部における施設整備の用地確保を図るため、定期借地制度や公務員住宅、国立大学法人等の空き家スペースの活用など、公有地等を活用した保育所等の整備に取り組むこと。4、保育士の賃金引き上げやキャリア

アップ支援など、保育士のさらなる処遇改善を検討すること。また、短時間正社員制度の推進や育児休暇習得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、よろしく願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第25 発議第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第25 発議第5号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと高校教育の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 発議第5号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと高校教育の充実を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもに、ゆたかな後期中等教育を保障していくべきであります。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要であります。

以上の趣旨に基づき、お手元配布のとおり下記4項目を明記し、意見書を提出いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしく願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮り致します。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 26 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 26 発議第 6 号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12 番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 発議第 6 号地方財政の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

2017 年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要であり、お手元配布のとおり意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 27 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 27 発議第 7 号骨髄移植ドナーに対する支援の充実に關する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 7 号骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

骨髓移植及び抹消血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髓等の提供を呼び掛ける骨髓バンク事業は、公益財団法人日本骨髓バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。記 1、事業主向けに策定した労働時間等の見直しガイドラインの中で、ドナーの休憩体制を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。2、ドナーが骨髓等の提供に伴う入院、通院、打合わせ等のために休業する場合の補償法制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願い致します。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 28 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 28 発議第 8 号平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8 番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8 番（赤井睦美君） 発議第 8 号平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層、ワーキングプアの解消のためのセーフティーネットの 1 つとして最も重要なものであります。最低賃金が上がらな

ければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層苦しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことに繋がりがかねません。

よって、平成 28 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望し、意見書を提出いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 29 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 29 発議第 9 号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 9 号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について、提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された骨太の方針の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具の貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改善のサービスは高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。例えば手すりや歩行器などの軽度者向けの福祉用具は転倒、骨折予防や自立して生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持に繋がっている。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様によりましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第30 発議第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第30 発議第10号電力自由化のさらなる改善を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第10号電力自由化のさらなる改善を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

4月から始まった電力自由化では、再生可能エネルギーへの普及を求める人々はもとより、原発への賛否にかかわらず、利用者自らが電源を選べることに多くの関心が寄せられています。EU全体では、再生可能エネルギーを2030年までに46%まで引き上げる目標を掲げています。政府においても爆発的な普及に向けて電力自由化にあたって、以下3点を求めて意見書を提出したいと思います。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 31 発議第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 31 発議第 11 号安保法制の廃止、南スーダンへの自衛隊派遣の中止、撤収を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 11 号安保法制の廃止、南スーダンへの自衛隊派遣の中止、撤収を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

政府は安保法制の成立を受け、南スーダンに派遣する自衛隊の任務を拡大し、駆けつけ警護等を可能にすることを検討しています。駆けつけ警護などが行われれば自衛隊員が南スーダンの国民に銃口を向けて発砲・殺害したり、自衛隊も攻撃を受けて戦死者が出る危険があります。5 年前の大震災でも、今回の九州の震災でも自衛隊員は救援活動の先頭になって危険を顧みず国民を守る先頭に立っています。そうした自衛隊が殺し、殺される危険に直面し、少年兵や民間人の命を奪ってしまったら取り返しがつきません。PKO では紛争当事者間の停戦合意などの派遣条件が崩れた場合は撤収するとされています。

よって、八雲町議会は道民である自衛隊の命を危険にさらす戦争法の廃止と派遣条件がない南スーダンへの自衛隊派遣の撤回、撤収を求めるものであります。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 3 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 32 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行う旨の申出書が提出されております。

申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 日程第 3 3 議員派遣の件

○議長（能登谷正人君） 日程第 33 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については会議規則第 125 条第 1 項の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

よって、平成 28 年第 2 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2 時 3 2 分〕